

下水道分野におけるPPP/PFIの推進について

第5回 下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会 民間セクター分科会

国土交通省 水管理・国土保全局

下水道部 下水道企画課

令和4年3月10日

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日）抜粋

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

5. 生産性を高める社会資本整備の改革

- PPP/PFIなどの官民連携手法を通じて民間の創意工夫を最大限取り入れる。特に、人口20万人未満の地方自治体への優先的検討規程の導入要請や策定支援等により、PPP/PFI導入促進を図る。その上で、公共事業の効率化等を図り、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ戦略的・計画的な取組を進める。

7. 経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組構築・EBPM推進

⑤ 公共サービスにおける民間活用

- ワイズスpendingの徹底と4つの成長の原動力への予算の重点配分、広く国民各層の意識変革や行動変容につながる見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的部門の産業化、PPP/PFIや共助も含めた資金・人材面での民間活力の最大活用などの歳出改革努力を続けていく。あわせて応能負担の強化などの歳入改革を進めて行く。あわせて応能負担の強化などの歳入改革を進めて行く。

PPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）（令和3年6月）抜粋

3. 推進のための施策

（2）地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援

i) PPP/PFI手法の優先的検討等の促進

- ⑤ PPP/PFIの導入検討を一部要件化した事業分野（公営住宅、下水道、都市公園、一般廃棄物処理施設、浄化槽、集落排水）について、着実に運用を実施する。（平成29年度から）

vi) 広域化・集約化等に向けた支援等

- ④ 下水道事業について、広域化・共同化に関する計画策定の検討着手や公営企業会計の適用の検討着手を要件化しており、これらの取組を着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。（平成30年度から）

4. 集中取組方針

（2）重点分野と目標

③ 下水道

- 平成26年度から平成29年度までの集中強化期間中の数値目標6件は達成した。ただし、6件のうち実施方針の策定完了済みという手続きまで到達している案件は3件であるため、引き続き重点分野とし、6件の実施方針の策定完了の達成までフォローアップを続けるものとする。なお、6件の実施方針の策定完了までの目標期間を令和3年度末までとする。

- 下水処理場の管理(機械の点検・操作等)については9割以上が民間委託を導入済。
- このうち、施設の巡視・点検・調査・清掃・修繕、運転管理・薬品燃料調達・修繕などを一括して複数年にわたり民間に委ねる包括的民間委託は処理施設で551施設、管路で45契約導入されており、近年増加中。
- 下水汚泥を利用してガス発電や固形燃料化を行う事業を中心にPFI(従来型)・DBO方式は38施設で実施中。
- PFI(コンセッション方式)については、平成30年4月に浜松市で、令和2年4月に須崎市でそれぞれ事業が開始された。また、令和3年7月に神奈川県三浦市が事業者選定手続きを開始、同年12月に宮城県が実施契約を締結し、それぞれ事業開始に向けて手続きを進めている。

下水道施設

(R3.4時点で実施中のもの。国土交通省調査による)

(* R1 総務省「地方公営企業決算状況調査」による。R2.3.31時点)

※ 1 団体で複数の施設を対象としたPPP/PFI事業を行う場合があるため、必ずしも団体数の合計は一致しない

	下水処理場 (全国2,199箇所*)	ポンプ場 (全国6,090箇所*)	管路施設 (全国約48万km *)	全体 (全国1,471団体)
包括的民間委託	551箇所 (272団体)	1029箇所 (180団体)	45契約 (33団体)	(286団体)
指定管理者制度	62箇所 (20団体)	92箇所 (10団体)	33契約 (11団体)	(20団体)
DBO方式	26契約 (23団体)	1契約 (1団体)	0契約 (0団体)	(24団体)
PFI(従来型)	10契約 (7団体)	0契約 (0団体)	1契約 (1団体)	(8団体)
PFI(コンセッション方式)	2契約 (2団体)	1契約 (1団体)	1契約 (1団体)	(2団体)

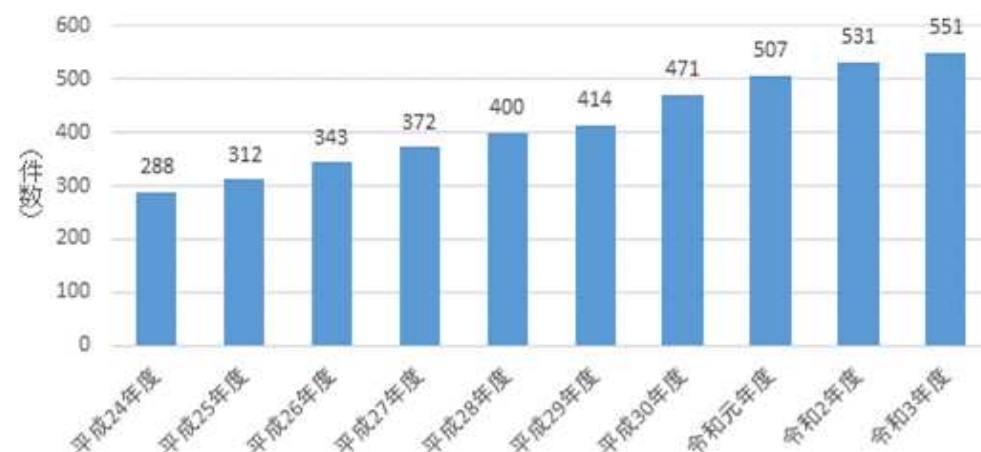
処理施設における包括的民間委託導入状況

＜処理施設における包括的民間委託の定義＞

性能発注方式であることに加え、かつ、**複数年契約**であることを基本とする方式
複数年の契約において、民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能（パフォーマンス）を発揮することができるのであれば、施設の運転方法の詳細等については民間事業者の自由裁量に任せるという考え方

（出典）「処理場等包括的民案委託導入ガイドライン」（日本下水道協会）

＜処理施設における包括的民間委託の導入件数推移＞

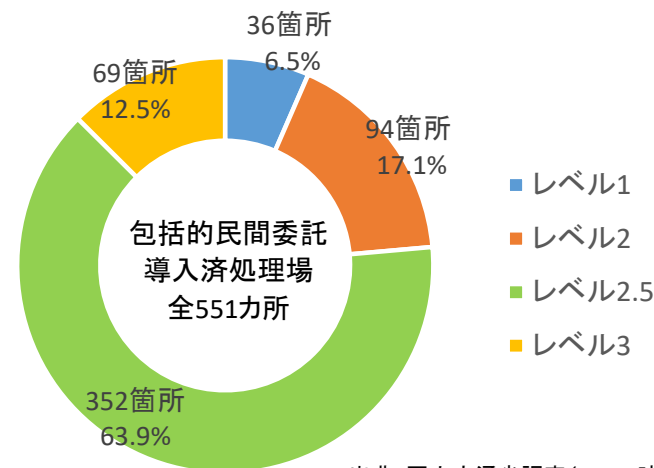


＜性能発注における包括的民間委託レベル＞

項目	
レベル1	水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注
レベル2	レベル1に加え、ユーティリティの調達及び管理を含めた性能発注
レベル2.5	レベル2に加え、一件当たりの金額が一定以下の修繕等を含めた性能発注
レベル3	レベル2に加え、資本的支出に該当しない下水道施設の修繕計画の策定・実施までを含めた性能発注

（出典）「処理場等包括的民案委託導入ガイドライン」（日本下水道協会）

＜委託レベル別の処理場数＞



出典：国土交通省調査（R3.4.1時点）

管路施設における包括的民間委託導入状況

45契約

(R3..4時点で実施中のもの。国土交通省調査による)

地方公共団体	事業開始	事業名
岩見沢市	H29.4.1	下水道管路施設維持管理業務
東吾妻町	H29.4.1	吾妻浄化センター処理施設及び下水道管路維持管理業務委託
大阪市	H29.4.1	大阪市内一円下水道施設等維持管理業務委託
十勝圏複合事務組合	H30.4.1	下水道施設運転管理業務委託
かほく市	H30.4.1	かほく市上下水道事業包括的民間委託
長野県	H30.4.17	豊田終末処理場包括運転監理業務
柏市	H30.10.1	柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託
奈良市	H30.10.1	奈良市東部地域等における上下水道施設等包括的維持管理業務委託
千葉県	H31.4.1	花見川第二終末処理場他維持管理包括委託
鳥栖市	H31.4.1	鳥栖市浄化センター維持管理業務
山梨県	H31.4.1	峡東浄化センター運転管理等包括委託
山梨県	H31.4.1	富士北麓浄化センター運転管理等包括委託
山梨県	H31.4.1	釜無川浄化センター運転管理等包括委託
山梨県	H31.4.1	桂川清流センター運転管理等包括委託
大津市	H31.4.1	管渠維持管理等業務
堺市	H31.4.1	堺市北部下水道管路施設維持管理等業務
堺市	H31.4.1	堺市南部下水道管路施設維持管理等業務
三春町	H31.4.1	三春町上下水道施設運転管理業務委託
浜松市	R1.6.14	中部処理区 下水道管路長寿命化対策業務
安曇野市	R2.4.1	安曇野市下水道施設等維持管理業務委託
旭川市	R2.4.1	下水道施設維持管理業務
旭川市	R2.4.1	下水道管路維持管理業務
土佐町	R2.4.1	土佐町上下水道に係る運転管理業務
守谷市	R2.4.1	守谷市管路施設管理業務委託
伊東市	R2.4.1	伊東市公共下水道施設等維持管理業務委託

地方公共団体	事業開始	事業名
中能登町	R2.4.1	中能登町下水道処理施設維持管理業務委託
京都市	R2.4.1	京都市西部下水道管路施設維持管理委託
富士市	R2.11.1	富士市終末処理場管理運転等業務委託
姫路市	R3.3.26	下水道管路施設包括的維持管理等業務委託
鳥取市	R3.3.31	鳥取市鳥取国府地域下水道等施設包括的管理委託業務
青梅市	R3.4.1	青梅市公共下水道管きょ維持管理業務委託
千葉県	R3.4.1	花見川終末処理場他維持管理包括委託
千葉県	R3.4.1	手賀沼終末処理場他維持管理包括委託
都城市	R3.4.1	中央終末処理場等包括的維持管理業務委託
都城市	R3.4.1	都城浄化センター等包括的維持管理業務委託
都城市	R3.4.1	高城浄化センター等包括的維持管理業務委託
河内長野市	R3.4.1	河内長野市下水道管路施設包括的管理業務
大阪狭山市	R3.4.1	大阪狭山市公共下水道施設包括的維持管理業務(第2期)
鳥取市	R3.4.1	鳥取市南部地域下水道等施設包括的管理委託業務
鳥取市	R3.4.1	鳥取市西部地域下水道等施設包括的管理委託業務
鳥取市	R3.4.1	鳥取市福部地域下水道等施設包括的管理委託業務
豊田市	R3.4.1	豊田市下水道管路施設包括的維持管理業務委託
四日市市	R3.4.1	四日市市公共下水道管路施設包括維持管理業務委託
吹田市	R3.4.1	下水道管路施設維持管路等業務
宜野湾市	R3.4.1	宜野湾市上下水道事業包括業務委託

※管路施設における包括的民間委託の定義

複数年契約であること、かつ、管路管理に係る複数の業務や処理施設等の管理業務とパッケージ化して実施する方式。

<PFI（従来型）> 11契約

(R3..4時点で実施中のもの。国土交通省調査による)

地方公共団体	PFI（従来型）事業名
東京都（H14.10）	森ヶ崎水再生センター常用発電設備整備事業
大阪市（H18.4）	津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業
横浜市（H20.8）	北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業
黒部市（H21.4）	下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業
大阪市（H23.4）	平野下水処理場汚泥固形燃料化事業
横浜市（H24.7）	横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
豊橋市（H26.12）	豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業
愛知県（H26.12）	豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業
佐野市（H27.3）	佐野市水処理センター再生可能エネルギー発電事業
横浜市（H28.8）	横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業
富田林市（H31.3）	富田林市下水道管渠長寿命化 P F I 事業

地方公共団体	DBO事業名
広島市（H21.3）	広島市西部水資源再生センター 下水汚泥燃料化事業
愛知県（H21.12）	衣浦東部浄化センター 下水汚泥燃料化事業
東京都（H23.2）	東部スラッジプラント 汚泥炭化事業（その2）
埼玉県（H23.12）	新河岸川水循環センター 下水汚泥固形燃料化事業
西海市（H24.11）	西海市エネルギー回収推進施設 整備・運営事業
滋賀県（H25.1）	湖西浄化センター 下水汚泥燃料化事業
北九州市(H25.4)	日明浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
熊本市（H25.4）	下水汚泥固形燃料化事業
京都府（H25.10）	洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
広島県（H26.10）	芦田川浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
静岡市（H26.12）	中島浄化センター 汚泥燃料化事業
秋田県（H27.7）	県北地区広域汚泥資源化事業 （米代川流域下水道・大館処理センター）
福岡県（H28.1）	御笠川浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
名古屋市（H29.2）	空見スラッジリサイクルセンター 下水汚泥固形燃料化事業
大阪市（H29.9）	大阪市海老江下水処理場 改築更新事業
宇部市（H29.10）	玉川ポンプ場事業
福岡市（H29.12）	福岡市西部水処理センター 下水汚泥固形燃料化事業
大船渡市（H30.4）	大船渡浄化センター 施設改良付包括運営事業
京都市（H30.5）	鳥羽水環境保全センター下水汚泥固形燃料化事業
市原市（R2.3）	松ヶ島終末処理場 下水汚泥固形燃料化事業
いわき市（R2.12）	いわき市下水汚泥等利活用事業

<DBO方式※> 27契約 ※設計・施工・管理一括発注（DB+O含む）

地方公共団体	DBO事業名
東京都（H16.11）	森ヶ崎水再生センター 小水力発電設備整備委託事業
東京都（H17.11）	東部スラッジプラント 汚泥炭化事業
兵庫県（H19.2）	兵庫西流域下水汚泥処理場 1・2系溶融炉改築工事
佐賀市（H19.5）	佐賀市下水浄化センター 汚泥堆肥化事業
東京都（H20.7）	清瀬水再生センター 汚泥ガス化炉事業
薩摩川内市（H21.1）	汚泥再生処理センター 施設整備運営事業

※表内の年月は事業開始時期

＜事業概要＞

対象事業： 処理場（1か所）・ポンプ場（2か所）（西遠処理区＝浜松市内最大処理区）の維持管理・機械電気設備改築更新

事業期間： 20年間（平成30年4月事業開始）

運営権者： 浜松ウォーターシンフォニー株式会社
（ヴェオリア・ジャパン、ヴェオリア・ジェネッツ、JFEエンジニアリング、オリックス、須山建設、東急建設が設立した特別目的会社）

VFM： 14.4%
（総事業費（現在価値換算後）が約600億円 → 約514億円へ
縮減）

運営権対価： 25億円

【運営権者の取組と効果】

- ・ 修繕等の内製化：保全管理費を約**25.5%削減**（令和2年度）
（浜松市想定コスト6.46億円⇒4.81億円）
- ・ 運転管理最適化による節電・投入薬品等の節約による環境負荷の低減：
エネルギー消費原単位**6.0%減**、ユーティリティ費約**45.1%減**
- ・ 委託業者/運営権者の従業員における正規雇用の割合：
平成29年度末74%（46名中34名）→令和2年度末**91%**（45名中41名）

【特徴的な取組】

- ① スマートフォンを活用した点検業務の効率化
- ② 維持管理と改築の一体的な実施
- ③ 市職員及び市内業者を招いて労働安全衛生教育を開催
- ④ 地域活性化に貢献する起業家支援プログラムを実施

【視察への対応】

- ・ 行政・企業等から約800名が視察（平成30年4月1日～令和3年3月31日）
※令和2年度は新型コロナウイルスの影響により現地視察の受入れ停止

＜事業対象施設の位置図＞



＜スケジュール＞

平成25年度	導入可能性調査
平成26年度	デューデリジェンス実施
平成28年2月	実施方針に関する条例制定・実施方針策定
平成28年4月	静岡県より対象施設移管・包括的民間委託開始
平成28年5月	事業者公募
平成29年3月	優先交渉権者選定結果の公表
平成29年10月	運営権設定・実施契約締結
平成30年4月	コンセッション事業開始

＜事業概要＞

人口：2.1万人（令和3年12月末時点）

対象事業：下水道の終末処理場（1か所）、管渠（汚水）（10km）の経営、企画、運転維持管理【公共施設等運営事業】、漁業集落排水処理施設の維持管理、クリーンセンター等の運転維持管理【包括的民間委託】、下水道の雨水ポンプ場の保守点検、管渠（雨水）の維持管理【委託（仕様発注）】をパッケージ化

事業期間：19.5年間

運営権者：株式会社クリンパートナーズ須崎（NJS、四国ポンプセンター、日立造船中国工事、PFI推進機構、四国銀行が設立した特別目的会社）

VFM：約7.6%（19.5年で、約2億2300万円の削減効果）

＜事業スキーム（公共施設等運営事業＋包括的民間委託等）＞

対象事業			事業方式
下水道	下水道管渠（汚水）	経営、企画、維持管理	公共施設等運営事業
	終末処理場	経営、企画、運転維持管理	【～令和6年9月（予定）】 包括的民間委託 【令和6年10月～（予定）】 公共施設等運営事業
	雨水ポンプ場	保守点検	委託（仕様発注）
	下水道管渠（雨水）	維持管理	委託（仕様発注）
漁集	浄化槽	維持管理	包括的民間委託
	中継ポンプ施設	維持管理	包括的民間委託
クリーンセンター等			運転維持管理 包括的民間委託

＜事業対象施設の位置図＞



＜スケジュール＞

平成28年度	PFI法第6条に基づく民間提案を受付 導入可能性調査
平成29年度	デューデリジェンス実施
平成29年12月	実施方針に関する条例制定
平成30年2月	実施方針策定
平成30年8月	事業者公募
平成31年1月	優先交渉権者を選定
令和元年12月	運営権設定・実施契約締結
令和2年4月	事業開始

下水道コンセッション事業の事例(宮城県)

＜事業概要＞

対象事業：水道用水供給事業（2事業）、工業用水道事業（3事業）、流域下水道事業（4事業）の運転維持管理・改築等（管路等の維持管理・改築、土木構造物の改築を除く）

事業期間：20年間

運営権者：株式会社みずむすびマネジメントみやぎ（メタウォーター、ヴェオリア・ジェネッツ、オリックス、日立製作所、日水コン、橋本店、復建技術コンサルタント、産電工業、東急建設、メタウォーターサービスが設立した特別目的会社）

VFM：約10.2%（20年間で約337億円の削減効果）

運営権対価：10億円（9事業合計）

- 県が3事業の最終責任を持ち公共サービスとしての信頼性を保ちながら、3事業を一体として民間の力を最大限活用することにより、経費削減、更新費用の抑制、技術継承、技術革新等を図ることを目的としている。
- 当該グループは、構成員の共同出資による新OM会社（運転管理・維持管理会社）を宮城県内に設立し安定的な事業の運営と雇用創出を図ることや、統合型広域監視制御システムをはじめとした最先端技術の導入により効率化を図る点などが高く評価され、優先交渉権者に選定された。

＜事業対象施設の位置図＞



みやぎ型管理運営方式 対象9事業

（事業区域が重なる、水道用水供給2事業、工業用水道3事業及び流域下水道4事業）

●水道用水供給事業（2事業）

大崎広域水道事業
仙南・仙塩広域水道事業

●工業用水道事業（3事業）

仙台北部工業用水道事業
仙塩工業用水道事業
仙台圏工業用水道事業

●流域下水道事業（4事業）

仙塩流域下水道事業
阿武隈川下流流域下水道事業
鳴瀬川流域下水道事業
吉田川流域下水道事業

※みやぎ型対象外の流域下水道事業（3事業）

北上川下流流域下水道事業
迫川流域下水道事業
北上川下流東部流域下水道事業

※流域下水道事業の対象事業については、水道用水供給事業・工業用水道事業と区域が重複する4事業が一体運営の効果が最も高いと判断

＜スケジュール＞

平成29年度	導入可能性調査 デューデリジェンス実施（水道、工業用水道、下水道）
平成30年度	デューデリジェンス実施（下水道）
令和元年12月	実施方針に関する条例制定 実施方針策定
令和2年3月	事業者公募
令和3年3月	優先交渉権者の選定
令和3年12月	運営権設定・実施契約締結
令和4年4月	事業開始（予定）

<事業概要>

事業名：三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業

対象区域：三浦市公共下水道事業計画区域（東部処理区）

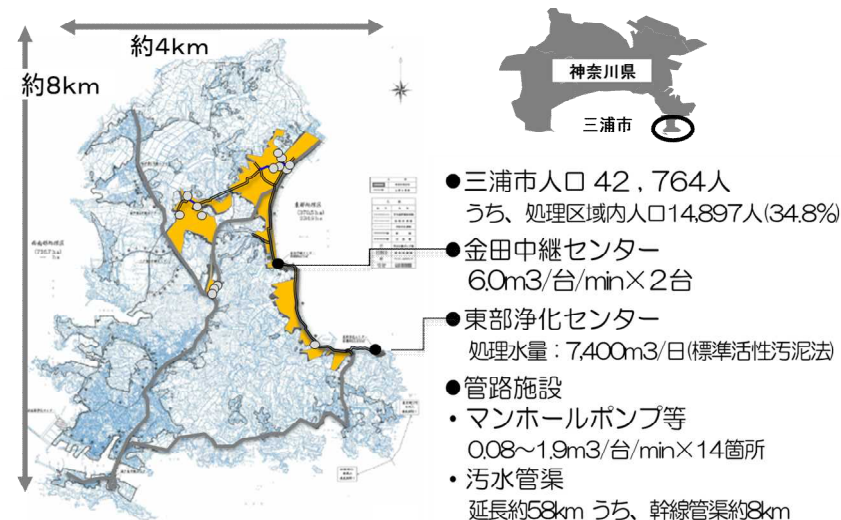
対象事業：処理場、污水ポンプ場の維持管理、改築
管路施設の維持管理、改築、増築
経営、各種計画支援

事業期間：20年間（R5.4～R25.3.31）

<導入の背景と期待する効果>

- 下水道事業においては、以下の4つの課題を抱えており、官民連携手法による経営改善が必要と判断した。
 - 施設の老朽化に伴う、点検・更新需要の増大
 - 人口減少による下水道使用料収入の減少
 - 業務量増大に対応する職員の不足
 - 一般会計繰入金の抑制
- 業務の簡素化、効率化による一定の減員、発注時期の創意工夫、一括発注による効率化、民間事業者の独自技術や創意工夫の活用、修繕及び維持との一体化による仕様の最適化などによりコスト縮減などが実現するものとして、約3.9%の総事業費縮減や持続的な事業運営に資する定性的な効果を期待している。

<事業対象施設の位置図>



<スケジュール>

平成27年～	導入可能性調査の実施
平成29年～	デューデリジェンス等の実施
令和2年 10月	実施方針（案）の公表
令和3年 3月	実施方針条例制定
4月	実施方針策定
7月	事業者公募
令和4年 7月	優先交渉権者選定（予定）
11月	運営権設定・実施契約締結（予定）
令和5年 4月	事業開始（予定）

国土交通省の下水道PPP/PFI導入に対する支援状況

- 国土交通省では、下水道分野のPPP/PFI導入に向けて、情報・ノウハウの共有、ガイドライン整備、財政的支援を実施
- 今年度、下水道コンセッションガイドラインの改正検討会を開催中

1. 案件形成に向けた情報・ノウハウの共有

- 「**下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会（PPP/PFI検討会）**」設置(H27～)
 - ・ 全国より266の地方公共団体が参画 (R4.2時点)。2～3ヶ月に1回程度開催。
 - ・ 「**民間セクター分科会**」を設置(H29～)。年間1～2回程度開催。
 - ・ 過去の資料については、国土交通省ホームページに掲載中
- 官民連携相談窓口「**げすいの窓口**」設置(H29～)
 - ・ 地方公共団体の担当者の方々からの相談・質問等をお受けするための相談窓口（げすいの窓口）を設置。
- 下水道事業における官民連携・広域化等に関する説明会(下水道キャラバン)の開催(H29～)
 - ・ 最新の国の方針や実際の取組事例について、全国各ブロックで説明会実施。
- 首長に対するトップセールス (H28.2～)
 - ・ コンセッションをはじめとするPPP/PFI手法の導入を促すため、首長等に対する働きかけを実施。

2. 各種ガイドライン等の整備

<PPP/PFI全般>

- ・ 下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン(H29.1)

<包括的民間委託>

- ・ 性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン(H13.4)
- ・ 処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン(H30.12)
- ・ 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン(R2.3)
- ・ 処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6)_日本下水道協会

<コンセッション>

- ・ **下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン** (H31.3)
→今年度改正のための検討会を開催中

3. 財政的支援

- **準備事業の支援（モデル都市に対する支援）** (H28～)
 - ・ コンセッションを含む先進的なPPP/PFI事業の導入に前向きな自治体に対して内部検討や実施方針・契約書作成等の支援を実施
- 社会資本整備総合交付金等
 - ・ 下水道分野におけるPPP/PFI事業に対して社会資本整備総合交付金等により支援を実施

1. 案件形成に向けた情報・ノウハウの共有

① 下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会（PPP/PFI検討会）

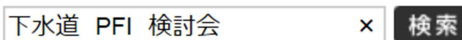
- 地方自治体の担当者などに官民連携の先行事例や、国の取り組みを報告する検討会を年4回程度開催

1. 概要

趣旨：老朽化施設の増大や執行体制の脆弱化が進む中、下水道の機能・サービスの水準を持続的に確保していくためモデル都市における検討等を通じ、多様なPPP/PFI手法の導入に向けた方策やノウハウ等を検討・共有

参加団体：47都道府県、182市、36町村、1団体の計266団体(令和4年2月時点)

開催実績：平成27年10月に第1回を開催し、令和4年2月までに28回開催。

※ 過去の発表資料等は国土交通省ホームページに掲載中  下水道 PFI 検討会



検討会の様子

2. 今年度の開催スケジュール

時期		概要	場所
令和3年	6月8日	第25回検討会	WEB
	8月31日	第26回検討会	WEB
	12月1日	第27回検討会	東京会場 + WEB
令和4年	2月25日	第28回検討会	WEB
	3月10日	第5回民間セクター分科会	WEB

3. テーマ・内容

コンセッション、包括的民間委託（処理場・管路）、汚泥の有効利用、広域化・共同化、他事業との連携などを主なテーマとし、先進的な取組を実施あるいは導入を検討している団体から事例紹介と意見交換等を実施

- 官民連携を推進するために、民間企業の視点でのPPP/PFI事業の参入にあたっての課題と解決方策の検討を行う場として、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」に「民間セクター分科会」を設置

1. 概要

趣旨： 下水道事業に携わる、あるいは関心のある民間企業がコンセッション方式などのPPP/PFI手法を推進する際に課題となる事項や解決方策に対して具体的な検討を行い、下水道事業において更なる官民連携が促進されることを目的として、本分科会を設置

開催実績： 平成29年7月に第1回を開催し、令和4年3月に第5回を開催

2. 検討内容

議題	
第1回 H29.7.4	1. 下水道分野における PPP/PFI を含む政府の最新動向 2. 下水道分野において更なる官民連携を進めるための課題等について 3. その他
第2回 H30.3.6	1. 下水道分野における PPP/PFI を含む政府の最新動向 2. 未来投資戦略2017での指摘事項について 3. その他
第3回 H31.2.15	1. 下水道分野における PPP/PFI を含む政府の最新動向 2. 処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドラインの概要 3. その他
第4回 R3.3.5	1. 令和3年度下水道関係予算概要 2. 下水道分野におけるPPP/PFIの推進について 3. 民間企業からの発表



分科会の様子

※ 過去の発表資料等は国土交通省ホームページに掲載しています。

2.各種ガイドライン等の整備

① 下水道コンセッションガイドライン改正について

改正の経緯・方向性

- 国土交通省では、H26年3月に「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（案）」を策定・公表し、地方公共団体への導入支援を推進。
 - 平成30年に、浜松市で運営開始、同年PFI法改正や内閣府においてコンセッションガイドラインを改定するなど、取り巻く状況が進捗したため、平成31年3月に下水道コンセッションガイドラインを改正した。
 - 令和2年4月から、須崎市にて管路施設の維持管理を含む運営事業が開始された。また、本年3月に宮城県において流域下水道を対象施設とした運営事業の優先交渉権者が選定され、4月には三浦市において管路施設の改築・延伸工事を含む運営事業の実施方針が策定された。
- ⇒ **下水道事業におけるコンセッション方式を更に普及拡大すべく、国内外の最新事例や制度・論点を踏まえ、必要な見直しを図り、地方公共団体がこれを活用しやすいように、現在の下水道コンセッションガイドラインを更に改正することが重要。**

○ 主要な検討テーマ

テーマ① 全体・管路施設 に関する事項

- 下水道コンセッションガイドラインの全体構成に関する事項
- 管路施設を対象とした運営事業

テーマ② プロセス・モニタリングに関する事項

- 公共側のマーケットサウンディング（MS）・デューディリジェンス（DD）等に関する事項
- 事業者選定プロセスに関する事項
- モニタリングに関する事項

テーマ③ その他事項

- 流域下水道を対象とした運営事業
- 雨水排除施設に関する取扱い
- リスク分担・役割分担
- 運営事業に関する会計処理
- 事業の終了について

3. 財政的支援

① 令和3年度 下水道事業におけるPPP/PFIの案件形成に関する方策検討について(モデル都市支援)

- 下水道事業における多様なPPP/PFIの案件形成に向けてモデル都市（地域）にコンサルタントを派遣
- 課題整理・調査分析、官民連携手法導入の比較検討等を実施

1 目的

下水道事業における多様なPPP/PFIの案件形成に向け、先進的なPPP/PFI手法の検討を行うモデル都市（地域）にコンサルタントを派遣し、課題整理、スキーム検討、効果分析を行い、その成果を全国に横展開する事業を実施

2 モデル都市における検討概要

国土交通省による、モデル都市（地域）における課題整理・調査分析、広域化・共同化や他事業（水道・浄化槽・農集排・廃棄物処理等）との連携を含めた官民連携手法導入の比較検討等を実施

3 過去のモデル都市 ※ 過去の発表資料等は国土交通省ホームページに掲載中

年度	モデル都市
H28 3都市	三浦市（神奈川）、小松市（石川）、宇部市（山口）
H29 9都市	三浦市（神奈川）、小松市（石川）、津幡町（石川）、富士市（静岡）、奈良市（奈良）、赤磐市（岡山）、宇部市（山口）、周南市（山口）、須崎市（高知）
H30 9都市（地域）	村田町ほか12市町（宮城）、会津坂下町（福島）、三浦市（神奈川）、津幡町（石川）、富士市（静岡）、津市（三重）、堺市（大阪）、周南市（山口）、大分市（大分）
R1 10都市（地域）	村田町ほか12市町（宮城）、会津坂下町（福島）、宇都宮市（栃木）、小田原市（神奈川）、富山市（富山）、津市（三重）、大阪狭山市（大阪）、熊本市（熊本）、山鹿市（熊本）、大分市（大分）
R2 6都市	葉山町（神奈川）、津市（三重）、吹田市（大阪）、新居浜市（愛媛）、大分市（大分）、鹿児島市（鹿児島）
R3 6都市	秋田県、酒田市（山形）、館林市（群馬）、葉山町（神奈川）、廿日市市（広島）、須崎市（高知）

PFI法第6条に基づく民間提案制度(6条提案)

- 民間事業者が行政に対してPFI事業を提案できる制度を導入
- 提案をうけた公的主体は、提案内容を検討して結果を提案者に通知

提案主体

特定事業を実施しようとする民間事業者

提出書類

- ・ 特定事業の案（PFI事業の概要等を記載）
- ・ 特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果（PFIを活用することによる効果・効率性を記載）
- ・ 特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法

提案を受けた公的主体の対応

- ・ PFI法の要件を充足した提案である場合には、**公共側は必ず提案を受け付けて**、速やかに検討を実施しなければならない
 - ※ 事業の意義・必要性、実現可能性の観点から検討
 - ※ 提案の内容等に応じて検討に必要な期間は異なることから、検討期限は法定していない
- ・ 検討結果がまとまった際には、遅滞なく提案者に通知（PFI法第6条第2項）

<民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律>

（実施方針の策定の提案）

第六条 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

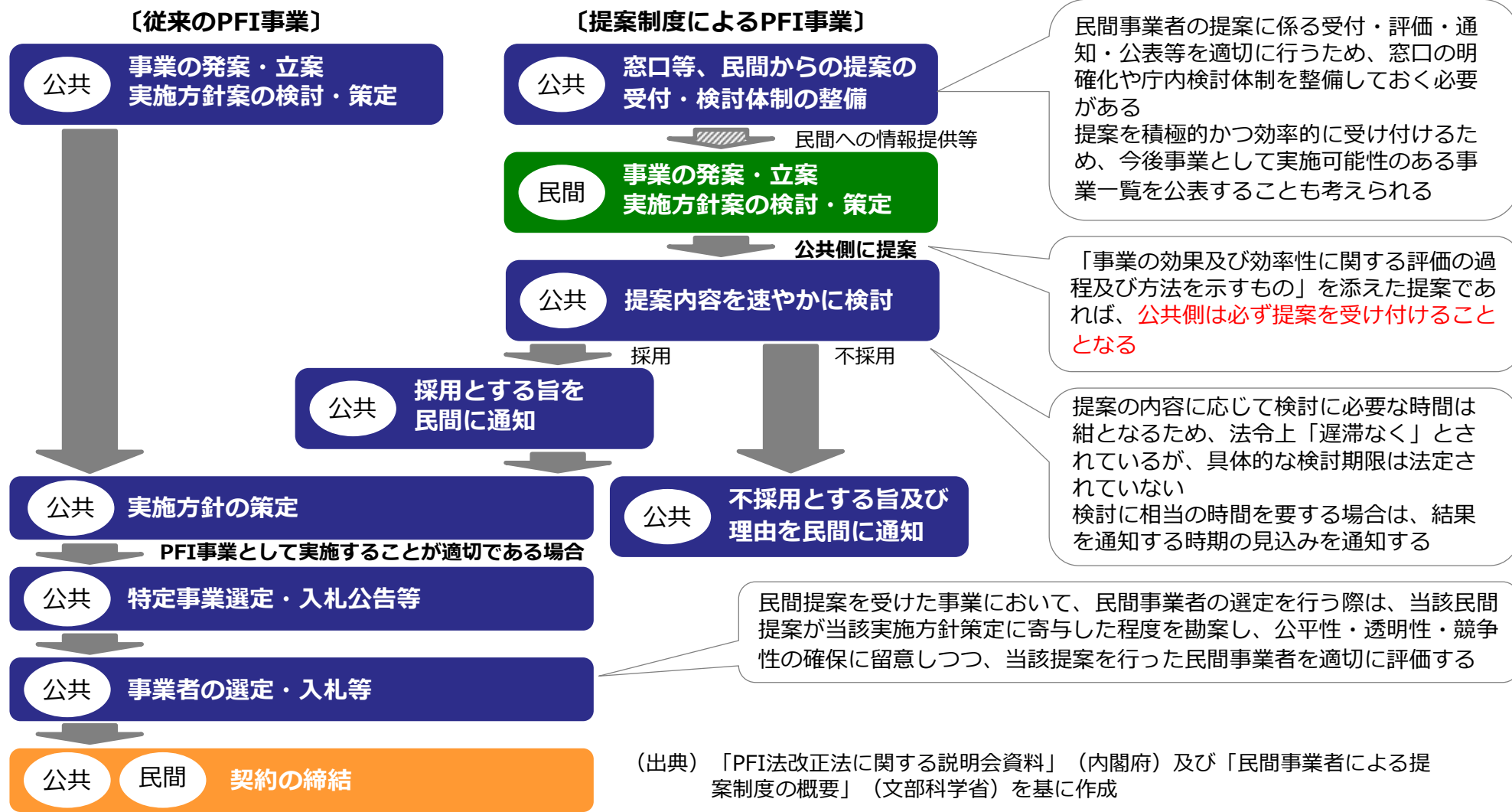
2 前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。

<民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則>

第一条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示す書類とする。

民間事業者による提案制度の流れ

- PFI法に基づく提案制度では、民間事業者が事業の発案・立案等を実施
- 「事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示すもの」を添えた提案である場合は、公共側は必ず受付けて提案内容を検討



○ 高知県須崎市の下水道コンセッション事業は、PFI法に基づく民間提案を契機として事業化

- 平成25～26年度
 - ・ 高知県下水道経営健全化検討委員会に参画し、下水道事業に関する課題を抽出
 - ・ その課題に対する具体的な経営改善策を検討し、その基本方針を策定
- 平成28年度
 - ・ PFI法第6条に基づく「民間提案」を受付
 - ・ 事業化検討調査を実施し、民間提案の有効性を確認
- 平成29年度
 - ・ 資産評価の実施
 - ・ 資産評価の結果を踏まえ、運営事業にかかる実施方針を公表
- 平成30年度
 - ・ 募集要項等を公表し、事業者選定手続きを開始
 - ・ 優先交渉権者を決定し、年度末に運営事業にかかる基本協定を締結
- 令和元年度
 - ・ 公共施設等運営権の設定及び、実施契約締結

民間提案は、公共下水道施設に公共施設等運営権を設定し、下水道および漁業集落排水施設等の包括的な維持管理を行う提案（平成28年6月に受付）。

- ① 公共施設等運営事業の対象となる施設供用区域内の全ての污水管きよ、須崎市終末処理場
- ② 包括的維持管理委託業務等の対象となる施設公共下水道施設（雨水関連施設）、漁業集落排水処理施設等

提案内容の検討結果等

- ① 検討結果
 - ・ 提案内容の精査の結果、市にとって事業化する意義のある提案と評価⇒ **民間提案の有効性を確認**
- ② 事業化に向けた課題の整理
 - ・ 下水道管きよ（污水）への運営権設定時の課題や留意点（リスク分担等）の整理
 - ・ B-DASH施設の運営権追加設定の考え方の整理
 - ・ デューデリジェンス（資産評価）の実施
 - ・ 実施方針、要求水準書、募集要項等の骨子案の作成

民間提案をベースに市が所管する関連業務をパッケージ化して一体的に管理運営する事業